

## 柔道整復師の施術を受けるとき

整（接）骨院で施術を受けるとき、マッサージ、はり・灸などの施術を受けるときに、国民健康保険を使える場合とそうでない場合があります。

これらへのかかり方を正しく理解され、適正な受診をされますようご協力をお願いします。

### 整（接）骨院の施術を受けるとき



#### ○国民健康保険が使える場合

- ◎打撲 ◎ねんざ
- ◎挫傷（肉離れなど）
- ◎骨折、脱臼
- ※骨折、脱臼については、医師の同意があるものが対象です

#### ○国民健康保険が使えない場合

- ◎単なる肩こり、筋肉疲労などに対する施術
- ◎保健医療機関で同じ負傷などの治療中のもの
- ◎脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善がみられない長期の施術
- ◎労災保険が適用される仕事や通勤途上での負傷

### はり・灸の施術を受けるとき



#### ○国民健康保険が使える場合

- ◎神経痛 ◎リウマチ
- ◎頸腕症候群
- ◎五十肩
- ◎腰痛症および頸椎捻挫後遺症などの慣性的な疾患の治療

#### ○国民健康保険が使えない場合

- ◎保健医療機関で同じ対象疾患の治療を受けている間の施術
- ◎医師の同意がない場合

### マッサージの施術を受けるとき



#### ○国民健康保険が使える場合

- ◎筋麻痺や関節拘縮などであって医療上マッサージを必要とする症例のもの

#### ○国民健康保険が使えない場合

- ◎単に疲労回復や慰安を目的としたもの
- ◎疾病予防のための施術
- ◎医師の同意がない場合

●問合せ 町民福祉課町民サービス班 ☎354-5705

## わが家は地震に大丈夫？

昭和56年5月以前に建てられた住宅は、強い地震で倒壊する危険があります。これまでの地震によるダメージの蓄積や、経年による劣化もあることから、次の強い地震には耐えられないかもしれません。補助制度を利用して、まずは耐震診断をしてみませんか。

### ①木造住宅耐震診断助成事業

専門家を派遣して住宅の耐震診断を行い、耐震補強が必要な場合は改修計画案を作成します。

- 対象 昭和56年5月31日以前に着工された木造戸建て住宅
- 費用 自己負担額8,300円（延べ床面積が200㎡をこえる場合は割増）耐震診断には148,300円かかりますが、140,000円を助成します。

- 募集件数 3件（申込順）

<木造住宅耐震改修工事助成事業の補助を最大110万円に拡充します>

### ②木造住宅耐震改修工事助成事業

- 対象 町の耐震診断助成事業の結果、耐震性が不十分とされた住宅で、改修計画に基づき耐震改修工事を行う住宅または町内で建替工事を行う住宅（年度内に完成するもの）
- 補助 改修工事費の5分の4（上限100万円）を助成します。改修工事以外の10万円以上のリフォーム工事を同時に行った場合は、10万円を上限に上乗せ補助
- 募集件数 2件（申込順）
- 問合せ 建設課管理班 ☎354-5715

## 「自主・自立、共働・共助」会員募集

### 入会条件

①60歳以上の松島町民 ②健康で、働く意欲と能力がある方

- 就業に伴う報酬（配分金）が得られます
- 自分のライフスタイルに応じて就業ができます
- 原則として、午前9時から午後4時までの就業、土・日・祝祭日は休みです
- 危険・有害な作業はありません

### 主な仕事

- ☆草刈り・刈草集め
- ☆庭の手入れ（草取作業など）
- ☆樹木剪定・整枝

◎いつでも入会説明会を行っておりますのでお気軽にご連絡ください

（愛称 生き活きセンター）



### 公益社団法人 松島町シルバー人材センター

〒981-0215 松島町高城字浜1番地の3  
☎353-4505・FAX 353-4506  
E-mail: matsushima@sjc.ne.jp  
URL : http://www.sjc.ne.jp/matsushima/



チエブクロー

## 6月は土砂災害防止月間です



これから集中豪雨や台風の襲来などが増える季節となります。毎年、各地で土石流、地すべり、かけ崩れなどの土砂災害が多発し、人命・財産に甚大な被害を及ぼしています。

そこで、土砂災害の防止および被害の軽減に関して、みなさんに関心を深めていただくため、毎年6月は「土砂災害防止月間」と定め、各種活動を行っています。ご協力よろしくお願いいたします。